

税の損益分岐点(2)

～一次相続と二次相続～

税理士 中根 武

今回は、相続税の基礎的な計算を実践することによって、一次相続と二次相続のバランスを考えてみたいと思います。事例の計算をすることで、実際の相続税の負担を実感しておくことが大事なのです。

(前提条件) 被相続人は父親で、相続人は母親と子供2人の合計3人です。

この場合の相続税の基礎控除は、

$$5,000万円 + 1,000万円 \times 3人(法定相続人の数) = 8,000万円$$

(現在、この基礎控除の減額が、税制改正案に含まれています。)

一次相続と二次相続を考えるうえで、大事なことは、「配偶者に対する相続税額の軽減(相法19条の2)」です。母親と子供の場合は、母親の法定相続分が2分の1になるので、相続財産の2分の1かあるいは、1億6千万円に満たない場合は、1億6千万円と実際の相続における取得財産のいずれか小さい金額が相続財産全体に対する割合に対応する相続税額を減額します。相続財産を1億6千万円にした事例を取り上げます。

■ パターン①

父親の相続(一次相続)

$$1億6,000万円 - 8,000万円(基礎控除) = 8,000万円(課税遺産総額)$$

$$母親の法定相続分に対応する相続税額 \quad 4,000万円 \times 20\% - 200万円 = 600万円$$

$$子供1人の法定相続分に対応する相続税額 \quad 2,000万円 \times 15\% - 50万円 = 250万円$$

$$一次相続の相続税合計 \quad 600万円 + 250万円 \times 2人 = 1,100万円$$

配偶者の税額軽減

$$1,100万円 \times 1億6,000万円 / 1億6,000万円 = 1,100万円$$

一次相続の実際の納税額

$$1,100万円(相続税の総額) - 1,100万円(配偶者の税額軽減) = 0円$$

このように1億6千万円をすべて母親が取得すると父親の相続(一次相続)では、相続税がゼロになります。しかし、母親の相続(二次相続)では、相続税が以下のようにになります。

母親の相続(二次相続)

$$1億6,000万円 - 7,000万円(基礎控除) = 9,000万円(課税遺産総額)$$

$$子供1人の法定相続分に対応する相続税額 \quad 4,500万円 \times 20\% - 200万円 = 700万円$$

$$二次相続の相続税合計 \quad 700万円 \times 2人 = 1,400万円$$

$$一次相続と二次相続の相続税の合計 \quad 0円 + 1,400万円 = 1,400万円$$

この事例で、父親の相続(一次相続)の時に、母親の相続分を法定相続分の2分の1(8,000万円)にした場合の一次相続と二次相続の相続税の合計は、以下のようにになります。

■ パターン②

父親の相続(一次相続)

一次相続の相続税合計は、パターン①と同じで、1,100万円になります。

配偶者の税額軽減

$$1,100万円 \times 8,000万円 / 1億6,000万円 = 550万円$$

一次相続の実際の納税額

$$1,100万円(相続税の総額) - 550万円(配偶者の税額軽減) = 550万円$$

母親の相続(二次相続)

$$8,000万円 - 7,000万円(基礎控除) = 1,000万円(課税遺産総額)$$

$$子供1人の法定相続分に対応する相続税額 \quad 500万円 \times 10\% = 50万円$$

$$二次相続の相続税合計 \quad 50万円 \times 2人 = 100万円$$

$$一次相続と二次相続の相続税の合計 \quad 550万円 + 100万円 = 650万円$$

計算した結果は一次相続の相続税をゼロにした場合の二次相続の相続税は1,400万円になります。それに対して一次相続のときに母親の相続分を法定相続分の2分の1にとどめた場合、一次相続の相続税は550万円、二次相続の相続税は100万円で、その合計は650万円となります。つまり、一次相続をゼロにすることによって、750万円も多くの相続税を支払うことになるのです。

このように一次相続の相続税を減らすことによって、かえって全体の相続税を増やす結果になることがあるのです。目先の税金の多い少ないに囚われずに総合的に判断していただきたいと思います。判断する場合には、必ず専門家に相談して、あいまいな部分を明確にすることが大事ではないかと思います。(なお、相次相続控除という制度があり、10年以内に二次相続があった場合に一次相続で納税した税額の一部を二次相続の税額から控除する制度もあります。)